

令和元年度第2回〔第六期目第4回〕
松島町入札監視委員会

令和2年1月31日（金）

午後1時30分～

（松島町役場3階大会議室）

令和元年度第2回〔第六期目第4回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	小川真儀	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

建設課	建設班
水道事業所	施設班
総務課	総務管理班
企画調整課	
町民福祉課	福祉班

各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

松島町長	櫻井公一
財務課	課長 佐藤進
	財政班 主査 齋藤寛
	主査 岸淳一

委員会次第

令和2年1月31日（金曜日）午後1時30分開会

1 開会の挨拶

2 契約案件の審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

（2）審議

工事請負契約5件

1. 建30工第063号 町道磯崎・高城線第2磯崎踏切拡幅水路改修工事
2. 建31工第011号 町道根廻・磯崎線避難道路整備工事
3. 建31工第032号 銭神漁港防潮堤第2陸閘整備工事
4. 建31工第033号 町道高城・松島線避難道路整備その5工事
5. 上31工第002号 根廻・磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設工事（動伝一工区）

業務委託契約6件

1. 建31委第140号 松島町道路トンネル定期点検外業務委託
2. 下31委第128号 初原地区下水道管渠実施設計業務委託
3. 総31委第012号 松島町例規集編纂業務委託
4. 企31委第016号 松島町長期総合計画後期基本計画策定業務委託
5. 福31委第003号 松島町地域活動支援センター基礎的事業業務委託
6. 福31委第004号 松島町地域活動支援センター日中一時支援事業業務委託

3 閉会の挨拶

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

午後1時30分 開 会

1 開会の挨拶

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより入札監視委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、櫻井町長よりご挨拶をお願いします。

○町長 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には月末ということで大変お忙しい中、入札監視委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。令和2年も年も明けましたけれども、2月になろうとしていますけれども、今年初めてお会いする方もいらっしゃいますので、本年もよろしくお願い申し上げたいと、このように思っております。

1カ月が過ぎていろいろな今までにないような状況が続いておりまして、実は私どもも今週いろいろ担当課等に注意を促して、うちの集会施設、それから観光施設等々についての要望について何かあったらこういうふうにするようにというマニュアルを出しているところでありましたけれども、明日あさって松島のカキ祭りでありますので、結構にぎわいの中にもそういった心配されていらっしゃるようなお客さんもいるのではないかなというふうにちょっと懸念しているところであります。

ところで、今年今まで令和1年度、今日いろいろご審議いただきますけれども、順調に復興創生期間9年目滞りなくきているのかなというふうに思っております。これも入札監視委員会の皆様方のご指導等があればということで感謝申し上げたいと思います。

そして、今日審議いただきます工事請負契約5件、それから業務委託契約6件ということでございますけれども、これらについても適時にご指導賜ればよろしくお願い申し上げます。

では、短い時間になるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。開催の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 ここで、町長は公務により退席をさせていただきます。

○町長 それでは、よろしくお願い申し上げます。

2 契約案件の審議等

(1) 審議案件抽出理由の報告

○事務局 続きまして、契約案件の審議等に移ります。

審議案件抽出理由の報告を委員長よりお願いします。

○委員長 委員の皆様、本年もよろしくお願い申し上げます。

ちょっと私声が枯れていまして、ちょっとのどの声帯が少しぶよぶよしている感がありまして、ちょっと胃炎の件もあるんですけれども、舌にも結構あるんですけれども、決して新型コロナウイルスではありませんのでご安心していただきたいと思います。

本日の抽出理由、案件理由ですけれども、余り毎度と変わりがありませんけれども、高落札率であるもの、それからあとは随契で金額の大きい随契、あとは随契も100%とかやはり高落札のものをピックアップしました。それから、低入という観点からも制限価格との差が余りないもの。制限価格って大体70%ぐらいと設定しているようですけれども、それと余り差のない低入案件、そういったものについて何でこんなに低いんだというようなところの理由をちょっと聞いてみたいということでピックアップしました。

それからあと、公募プロポーザルにつきましても、金額ではなくて質の面で疑問の案件もございましたので、これも選択する、合理性について皆さんの意見を伺いたいと思って選択いたしました。

工事、業務、いずれも同様の観点から選択しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

(2) 審議

○事務局 それでは、個別の審議に移りますが、本日工事から入っていただくんですが、最初建設課の4件連続でありまして、あと業務委託1件が建設課でありますので、建設課合計5件続けて審議のほうをお願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員長、進行方よろしくお願ひします。

○委員長 よろしくお願ひします。

では、まず早速1件目、建設課建設班、町道磯崎の踏切拡幅水路改修工事と。これ随契なんですけれども、金額1,350万円。また、内容が変更もあって、何で随契なのかというところを中心に説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

○建設課 建設課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、建設課の関係ということで、1番、建30工第63号、町道磯崎・高城線第2磯崎踏切拡幅水路改修工事についてご説明いたします。

初めに、審議事項案件説明書によって概要等のご説明をさせていただきます。

工事名につきましては先ほど申し上げたとおりです。

事業場所が、宮城郡松島町磯崎字蟹松地内。事業期間が平成31年4月12日から令和元年

9月26日までということで、工事のほうは完了しております。

工事の内容について資料の中間ぐらいに工事の図面のほうをつけさせていただいております。今回の工事につきましては随契理由に書いているんですけども、JRの第2磯崎踏切の拡幅に伴う水路改修の工事を一部JRのほうに委託している部分があります。その委託した部分から区域的に外に外れる部分を町のほうで発注したというのが今回の工事になっております。

資料の図面のほうに平面図に赤と緑色でつけさせていただいているんですけども、緑色の部分がJRのほうに委託している部分、赤のところは今回の随意契約となっている工事になります。

今回町のほうで発注した部分の中で施工延長が31メートル、事業概要説明調書のほうの裏のほうにありますとおり、施工延長が31メートルで、雨水管渠のヒューム管300ミリが7.1メートル、雨水管渠のU300×300が10.5メートル、下水道管は既設管をJRの踏切に伴って移設するというので130メートル下水道管の移設、あと水道管も100ミリのほうが43メートル移設になります。あと、その他付帯ということで一式という概要で発注させていただいております。

今回の随契理由になります。審議書の説明資料のほうに戻っていただきまして、2の随契理由のほうに記載させていただいております。

本件は〇〇〇に委託し施工する第2磯崎踏切水路改修工事に関連する町発注工事分でありませう。ちょうどその施工中のJR工事と交錯する工事で、当該施工中、施工している者以外で施工させた場合に工期の遅延に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保することが不利と認められること、また、JR発注工事とあわせて行うことにより、JR近接工事に必要な工事管理者というような資格を有した資格者や列車見張員が不要になることにより事業費を安価に抑えることができることから、今回〇〇〇が発注した工事の施工業者、今回〇〇〇という会社になります、そちらに1者見積もりを徴取しまして随意契約にしたものになります。

次に、今回の抽出の案件で高額に至った理由と内容について確認したいということで、建設課としての所見としては、工事の内容のほうはJRの近接ということで、列車の見張りだったり一部夜間だったり、そういった工事があまして、通常の土木工事より費用がかかることから工事価格について高止まりな傾向にあったところがあります。

以上で説明を終わります。

○委員長 変更工事になったということですけども、変更の内容はどうなんですか。

○建設課 変更の内容については、主なものとしては水道管の布設関係の工事になります。水道

事業所より図面のほうをいただいていたんですけども、実際工事の際に試掘をした結果、一部部材関係を変更せざるを得なかった部分、あと工事をする上で一部当初では考えていなかった部分を夜間にする分で費用がちょっとかさみまして、その分変更増になっております。

○委員長 わかりました。随契の理由としては、JR踏切工事であるのでその発注工事とあわせて実施したということが理由だと。ですから、そのまま〇〇〇さんの見積もりを重視してということですね。

あと、変更工事については水道管の布設について実際にやってみたらもう少しやらないといけないということがわかったんで変更したということでよろしいんでしょうかね。

では、委員の皆様、ご意見お願いいたします。どうぞ。

○委員 理由だったんですけども、まず随意契約の理由として工事管理者や見張員が不要になると書いてあるんですけども、そうするとこの予定の価格とかにはそのあたり入っていないですか。

○建設課 今回入れておりません。

○委員 先ほどの予定価格、落札率が高かった要因としていろいろ費用という、そことの関係はどう。

○建設課 工事管理者や見張員等は確かにJR工事で入れてもらっている部分はあるんですけども、実際やはり近接工事ということでいろいろ実際工事が夜間になったりとか、通常列車見張員以外でいろいろかかる経費もありまして、あと、効率のほうが列車を待っていればという部分があったりして、通常よりもかかる。そういった形で价格的に高額の中で推移したという。

○委員 それは設計金額というか、予定価格のほうにはそのあたりは反映していない……。

○建設課 予定価格はある程度夜間は反映させてもらっているんですけども、やはり実際の札入れするときの業者というか、今回入札者さんのほうでの入札価格にその辺をを見ている関係で、高額なものになっているのかなと。

○委員 そもそも随契の理由が他より安いという理由なのに、その高くなった理由が。

○建設課 JRの近接工事ということと線路内の工事ということもありまして、JRとの関係、あと、あそこは交差点等がありますので列車見張員以外の誘導員関係で、こちらのほうもやはり加味しなければならぬということがあって、その価格とかあるということで安くできない原因になったのかなと思います。

○委員 工事費内訳書と業者さんから出していただいた設計費内訳書に比べるとかなりの精度で近い金額が出ていて、これって業者さんがかなり勉強して価格を学んでいるという感じなの

か、それとも、もう設計ソフトの精度が上がっていてかなりの精度で予測可能になっているという感じなのか、どういう印象をお持ちですか。

○建設課 工事の価格については皆さん大部分積算のソフトというのは全然そういったものやってもらっている部分があります。それで一定、あと、県の単価とかというのはある程度公表されているので、あと、市場価格についても通常公表して出ていますので、それをもとにしてある一定できるということ。

あと、やはり普通、大手さんというのはそれなりに実績があって勉強されているので、うちの積算価格等とかなり近いような価格まで出せるというか、そういうものだなというふうに思います。

○委員 もうそういう状況になっていますので、多分1者随契という形になるとかなり価格は近いものになってしまうという状況なのかなというふうにやはり思うんですね。

この工事、JRの工事に隣接しているので随意契約という形ですけれども、そもそも〇〇〇にその工事を委託したときには予想していなかったような工事が後から町としてやる必要が出てきたので今回随契でしたという、そういう流れでしょうか。

○建設課 もともとは〇〇〇と協議している中で、〇〇〇さんではこの範囲までしか、JRの踏切から5メートルというか、その範囲、自分の敷地内まではしますけれども、そこから同じ1つの工事の中でもそこから外側は〇〇〇としてはできませんというような協議の中で、どうしても町のほうで発注しなければいけなくて。

○委員 今の行政的な制度の中ではそういう状況で、〇〇〇と町の工事を一括して入札を行うというのは、それは難しいんですか。

○建設課 〇〇〇さんとは委託協定という中で進めているということでやっております、この図面で言いますと点線が引いてあるんですが、点線の外側については全く〇〇〇さんと別の工事で発注してくださいねということで協定のときに打ち合わせしたという部分がありますので、町が両方とも工事を発注するのではなくて〇〇〇さんに委託している部分は〇〇〇さんが工事を発注しますので、一緒の工事では発注できないということがあるものですから。

○委員 わかりました。

○委員 〇〇〇さんが両方から受けたという理解でいいんですね。〇〇〇は大体〇〇〇、そのために設立された会社ですけれども。ただ、〇〇〇としては一応自分のところで調整した部分以外は各市町村等で適正にやってくださいという。その中で一緒にやったほうが効率がいいだろうということですよ。

- 建設課 その中でもここの部分というのはJ Rに近接する工事ということもありまして、町発注工事も同じように近接区間の工事に対応しなければならないということもありまして、工事の調整とか、あと金額を安く抑えられるということで随契させていただいたというところです。
- 委員 ちなみに今回設計の段階で安価に抑えることができるというのはどのぐらい安くできるというふうな。
- 建設課 その工事等々ありますので、試算しますと約400万円ほどは抑えられるんじゃないかという試算です。
- 委員 すみません、ちょっと確認ですけれども、本来は踏切拡張工事というものは本来○○○がやる仕事。それに伴って水路も直さなくてはならないということで、それは町がやる仕事なんだというけれども、それをうちのJ Rの区域内にあるものについては○○○に町から委託したということですよ。その委託というのは○○○との協議の中で、先ほどの話したように、それはその金額等も全部委託契約ということなんですか。
- 建設課 ○○○のほうに関しては○○○独自で積算して価格を設定して、それを町と協議して協定を結んでいるような形で。
- 委員 それで協定を結んで。
- 建設課 はい。最終的に精算する。
- 委員 あと、もう1点、これ今回の契約の設計なんですけれども、ちょっとあれですけれども、○○○の関連会社、○○○というものですよね。それはそこから町の分だけ設計委託するということですか。
- 建設課 ○○○に関しては今回の踏切の拡幅とこの水路工事を一括して町のほうで発注して設計しております。
- 委員 ああ、そうか。本来町がやるべきことなんで町が。
- 建設課 そうですね。
- 委員 設計して、それを協定に基づいてJ Rのところも○○○でやってもらうという。
- 建設課 そうです。図面と数量関係とかはうちのほうで、○○○とも協議はしながら、設計書をくんでおります。
- 委員 ○○○というのは入札なんですか。
- 建設課 そのときは一般競争で。ただ、J Rの設計とかの実績があるので、どうしても。
- 委員 とりあえず一般のコンサルは特殊性というか、そういうものは考慮されるじゃないですか。

○建設課 そういった〇〇〇さんの工事は施設に対しての設計ができるどころというところをお願いしていますので、そうなりますと一般のコンサルってなかなかそこまでやれないのもありますので、そんな中で精通しているというところが応募してくるので。

○委員 〇〇〇と仕事すると大変ですよ。すごい面倒くさいのは、私も元〇〇〇ですから苦労はわかります。

○委員長 JR工事やるなら〇〇〇で、電力は〇〇〇がまず大体。どうしても何か。それいい悪いはちょっと議論しませんけれども、今の現在としてはそうしたほうが一番信頼できるという。JRと電力はそういったことで動いているようですから。ただ、余り行き過ぎがないようにということだけは見て常にいかなければいけないなとは思いますが。

では、1番よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次、2番目も担当と一緒によろしいですか。2番目の工事は町道、これは条件付一般競争入札だけれども1者契約だと。それで98%の高落札率。それから、変更契約。期間ですけれども、あったようですけれども、この変更理由。ですから、1者入札となった理由、高落となった理由について特に説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、2番の建31工第11号、町道根廻・磯崎線避難道路整備工事になります。事業場所が、宮城郡松島町磯崎字木戸外地内です。事業期間が令和元年6月18日から令和2年3月31日までということで、現在施工中であります。

初めに、工事の概要になります。説明書の裏側、事業概要の説明調書のほうに事業概要を記載しております。施工延長が38メートル。土工で掘削が1,400立米、路体盛土が3,400立米。法面工といたしまして法面整形が131平米、それに張芝が同じく131平米。あと、補強土壁工が195平米という工事概要となっております。

次に、今回の一般競争入札ということで資格要件につきましてご説明いたします。説明資料の2番に記載させていただいておりますが、宮城郡、塩竈市、多賀城市または仙台市内に本店及び請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有し、平成31年4月30日現在で土木一式の総合評点が600点以上の者であることと記載されているんですが、もう一つ、すみません、要件に配置技術者のほうの要件をつけておりまして、そのちょっとここに記載の案件で言ったんですが、資料の工事説明書の後ろのほうに入札参加条件設定調書というものを付けさせていただいております。

こちらの(6)配置技術者というところで、1つは建設業法の規定によって配置することというもの。あともう1つが、こちらはJR仙石線のすぐ脇でやる工事だったので、〇〇〇の工

事管理者（在来線）のほうを配置することということで要件をつけまして公募しております。

結果といたしまして入札参加申し込みが2者だったところになりますが、入札の直前で1者辞退されております。その1者の辞退した理由になりますが、辞退理由といたしまして当工事には〇〇〇の工事管理者の配置が義務づけられておりますが、現在当該技術者を配置することができなくなったということで、今回1者辞退されまして1者での入札になりました。

結果といたしましては、4番の金額、落札率になりますが、予定価格に対して98%の落札率となったものになります。こちら高額の落札率になった要因について理由を考察しますと、今回比較的31メートルという、規模が延長工事では小さいので、1つ概要のほうにあります。補強土壁工というものがあります。これが一番主な工事になりまして、工事的には手間のかかる工事の中で、規模が小さいということで利益が小さくてつらい工事ということで、あともう1つがJRのほうの近接工事ということもありまして、工事自体が高止まりになったものと思います。

あと、変更理由のほうになりますが、事前に1回〇〇〇と協議しておったわけなんですけれども、近接工事を行う場合にどうしても〇〇〇と最終的な近接工事の協議、あと覚書等、工事するためのそれを結ばなければいけなくなったところなんです。それぞれに時間がかかりまして工期が影響したところでございます。

説明については以上でございます。

○委員長 委員の先生、ご質問あれば。

何か1者、〇〇〇が取り下げというか、辞退した理由が技術者があてがうことができなかった。でも、結果的に4カ月延長したでしょう。そうしたら、彼らが管理者を獲得できた可能性はなかったんだろうかね。と思いますけれどもね。

○建設課 ポイントになったのは今回の工事、ほかのところ、会社的にももともといたようなんですけれども、今の工期内のところに今は別な工事でそちら充ててしまっていて、当初ちょうど同じ時期ぐらいでほかのところの工事がありまして、そちらのほうをとってしまっていて充て切れなくなったというところが。

○委員長 4カ月延びても状況は同じかなということですかね。

○建設課 そうです。

○委員長 わかりました。

この管理者というのは〇〇〇指定というか、〇〇〇にいた人。

○建設課（梁川班長） ではなくて、〇〇〇でそのための試験だったり、研修をして、それを

合格した人。あと、何年かに1回その講習があつて更新していかなければいけない。そういう話と、近接工事の工事管理者というのはいろいろ〇〇〇との調整だったり工事全体を管理するための資格になりますので、それは近接工事には必要条件になります。

○委員 根廻・磯崎線の避難道路というのはかなり大規模になるというふうなところですか。この後は舗装工事とか。それで、自分の中で当初あそこは下が仙石線で急斜面なところで、そこが面倒くさい、実は上のほうの道路とそれと一体的に同時にやれなかったんですかね。今さらかもしれないですけども。

○建設課 まず、〇〇〇さんに当初の協定の中でお願いしていたのは、一体的に道路まで全部立ち上げて下さいということで、こちらの工事も含めてお願いはしました。結局この橋自体が先ほどの踏切と同じように〇〇〇の受託工事となりまして、橋台壁と桁杭というんですか、それについてはJRのところのすぐ上での工事があるので、それはちょっと町のほうではできないので全部お願いしますという形で協定を結んでつくった。

〇〇〇さんのスタンスとしては、近接工事以外のもの、ですから以降のものですね、そちらについては町で施工できるでしょうということですので、それ以降は全部町で施工して下さいということで、今回の土工の部分はもう町施工という協議結果となったという形です。

基本的には自分たちに直接関わらないところは〇〇〇さんは受託工事ってあまりやりませんので、ですので町工事。あと、舗装につきましても舗装も町工事で全部受けたので桁の上までやるような形です。

○委員長 高落の理由としてはそういう管理者にでしょうね。恐らくね。人件費といいますかね。その部分はどうしても高くなるというところなんでしょうけれども。

あとは何かご質問ありますか。よろしいですか。

では、2番目終わって、あとは建設課のほうでいいですか。3番目もそうですか。3番、4番もそうですね。3番、4番。まず3番目が銭神漁港ですかね、防潮堤の陸閘工事。これ条件付きで1者入札で99%と高落札ということで、その理由を中心に説明願います。

○建設課 次に3番の建31工第32号、銭神漁港防潮堤第2陸閘整備工事になります。事業場所が宮城郡松島町手樽字銭神地内。事業期間は令和元年9月18日から令和2年3月31日までということで、建設工事となります。

工事の概要につきましては、漁港工事のほうで町の手樽地区にあります銭神漁港、こちらがもともと堤防がない、防潮堤がない箇所だったので、防潮堤のほうの建設を行っております。この工事は全て終わっておりまして、あとは漁港のところにつけます陸閘上の引き戸の扉のほ

うを設置する工事になります。

内容といたしましては、アルミ合金製のゲートのほうで、幅が5メートル、高さが1.64メートルの陸閘を1基で、工場製作いたしまして、それを据え付けする工事までは今回発注したのになります。

今回一般競争入札で行っておりまして、資格条件としては説明書の2番に記載しております。宮城県内に本店または工事請負契約について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であること。令和元年7月31日現在で経営事項総合評点が600点以上の者であること。あと、技術者については建設業法の規定により配置することということで募っております。

入札結果といたしましては、1者が応募ありまして、入札した結果、落札率が予定価格に対して99%になったものです。

高額になった理由といたしましては、工場製作から現地設置までの工事で、躯体部分が工場製作にある材料等資材費の調達費になります。ほかの工事に比べて値引き幅が小さいことから、その資材の調達費がある程度かかったり、高止まりになっていることから、工事費全体から見ても高めに推移したものと思われま。

以上で説明を終わります。

○委員長 委員の皆様、何かご質問。どうぞ。

○委員 水門というのは特別な何か業者的にはこういったものはつukれないとか、そういった。

○建設課 会社的には、把握しているのは結構数はいるということで、何者が競合になるのかなということで一般競争で発注したんですけれども、結果1者しかこなかったということです。

○委員 何でなんですか。

○建設課 今、この東日本大震災で結構陸閘工事というものが多い中で、やはり技術者、どうしても技術者というのはやはり現場代理人、専任で立てなければいけないとかという規定がある中で、どうしても受注していくとほかは皆さん、ほかの会社さんがもうある一定いなくて応募するのが難しかったのかというふうに思います。、ちょっと1者しか来られなかったんです。うちとしても苦しいところはあるんですけれども。

○委員長 大体1者だととりに来ているから、最初は1回ぐらいは高めでなくて、「いや、ちょっとこれだと落とせないんですよ」となって、それでちょっとずつ下げて99%となるんだったらわかるんだけど。まだ。一発目から99%で、しかも2,490万円。この中途半端な金額で札を入れたという根拠というのは一体何なんだという。どうしてもそういう邪推が…

- 委員 今、入札は部屋で札を入れる方式ですか。電子入札ですか。
- 事務局 部屋で札を入れる方式。
- 委員 では、1者入札だというのは入札参加者にはわかってしまうということですか。
- 建設課 そうですね。部屋の中に入ると。
- 委員 そうすると、例えば強気の値段と弱気の値段と両方用意しておいて、「ああ、自分しかいない」というと高いほうの値段を入れる可能性はあり得るんですかね。（「あるでしょうね」の声あり）
- 建設課 ただ、入札の札と同じ価格の内訳書を持ってきておりますので、下だったからこのぐらいでというのはできないのかなと思います。
- 委員 何というか、共通仮設費、一般管理費の額を変えた見積もりを2つ持ってくる。
- 建設課 見積り2つ持ってくる可能性はあるかもしれないですけども。
- 委員長 楽天球場みたいに持ち物検査まですればわかってしまうんでしょうけれども。普通はね。
- 委員 これかなり陸閘というのは特殊な工事ですし、細かいことで、それ規格決まって設計してあるわけですけども、それってここに外注しないで町でという判断でしょうか。
- あと、結構見積もり、設計書の見積もりがいっぱいあるんですけども、それどこからとったのかですね。
- 建設課 設計に関しては歩掛りがあるので、それをもとにして書いております。見積もりということで工場製作なので、それを市場価格を踏まえて見積もりを徴しております、3者を見積もりして、その中で一番安い価格をもとに設計しております。
- 委員 その例えば陸閘、高さ、長さぐらいのこういうものだけというのはありますけれども、それをかなり細かい部材まで、鉄骨の規格まで町のほうで設計できるのかというふうに。
- 建設課 そのベースになるものとしたしまして、今回防潮堤土工の設計をする際に陸閘のほうの細部のほうも設計をしております、その中でその詳しい部材、あと工場製作、その見積もりをとるときの内容とかというものもそのときにつくっている。それをもとにして3者に見積もりを。
- 委員 3者というのは。
- 建設課 実際の話で言いますと、今回その3者のうち1者が申し込んでいる形です。
- 委員 ということでかなり近くなったということですかね。
- 建設課 そうですね。

- 委員 かなりばらつきはありましたか、3者。
- 建設課 ばらつきのほうはあります。今回価格といたしまして、一番安いところと一番高いところで400万ぐらいですか。一番高いところ安いところで。
- 委員 その3者から見積もりという、3者というものの理由は。
- 建設課 近隣で県内である受注している方、そこをメインに3者選定しています。実績があるところを。
- 委員 その他のところに消費税の変更ということていろいろ金額が変わると書いてありますけれども、これはどうでしょう。工事期間の中に消費税が変更していることの影響があるとされるということなんですか。何か消費税導入前に契約してしまったらその金額でやってもらえるというふうに思ったものですか。
- 建設課 そうですね、消費税に関しては4月以降に契約であれば8%で契約していても、10月施行後は、10%になりまして契約をし直さなければいけないです。
- 委員 6カ月前ですか。3月31日までに締結されたものは8%。旧税率でいいんですけれども、4月1日以降は新税率という、原則といいますか。
- 委員 そうなってしまうんですか。
- 委員 すみません、さっきの話だとその見積もりとって、3者からとって、それぞれの項目で一番安いところを足し算しているんですか。
- 建設課 あくまでも陸間という1つの形で一番安いところ。
- 委員 そうすると、この請け負った業者が一番安い。
- 建設課 実際そこは安かったです。
- 委員 ということで、かなり近くなったということ、結果的に。
- 建設課 結果的にはそうですね。
- 委員 その何か設計する段階の話なんですけれども、その見積もりとる業者を選ぶときに何かルールとかないんですか。さっき実績あった業者だという話なんですけれども。いっぱいやっている業者、そういう3者をどうやって。
- 建設課 1つは県内の企業ですけれども、その分運搬費も含めての価格なので、今回とったのはあくまでも県内に工場というか、製作できるということで選定しております。
- 委員 それは3者ですか。
- 建設課 一応見積もり決定するのは最低3者以上とさせていただいているということもあったので、今回3者で。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

何か本当に一発目で99%というのは漏れていないのかなという、ちょっと。

○委員 設計見積もり出しているということもちょっと。何というか、必然的にね。自分で出したその額を。

○委員長 では、3番目終わりで、次4番目の工事ですが、避難道路整備工事。こちらは条件付一般競争で3者入札。73%ということでもっと低入という状況だったので、この辺の状況について説明していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○建設課 次に4番になります。事業名が建31工第33号、町道高城・松島線避難道路整備その5工事になります。事業場所が、宮城郡松島町松島字蛇ヶ崎右外地内。事業期間が令和元年9月18日から令和2年3月31日までになります。

事業概要につきましては後ろの説明調書の事業概要に記載しております。施工延長が799メートル、舗装工といたしまして、車道舗装が3,532平米、景観性型押し舗装637平米。道路付属施設工一式。あと、付帯工一式になります。

今回、一般競争入札で行っておりまして、条件といたしましては一般競争入札の資格登録簿では装に登録されていること、宮城県に本店または支店もしくは営業所を有していること、あと、令和元年7月31日現在では装の総合評点が800点以上の者であるということで、公募によりまして4者の応募がありました。うち1者が辞退しております。こちらについては現場主任技術者の配置のほうを建設業法でということで専任を求めておりましたが、応募したときの技術者のほうが充てられないということで、今回1者は辞退しております。そして、3者入札になりまして、結果として落札率が73%ということになりました。

内容のほう、各者のほうから出されています内訳書のほうをつけております。内容ということを見ても、直接工事費と言われる直接的な経費の部分に関しては、町の積算とほぼ同じだったんですけども、その下の諸経費のほうで今回落札した業者、ほかの業者より安く入っていたんですけども、こちらは諸経費のほうで抑えて応札したものと思います。

○委員長 諸経費の掛け率でもって、皆さん結果を見ると3者で、うち2番目も結構低い3,290万ですかね。こちら入札したのと30万しか違わなかったと。もう1つは5,320万ということで2,000万も高いという、そういう状況で、一体その管理というのは何なんだというようなことですね。向こうの掛け率はと、そんな気はしますけれども。

委員の皆様、何かご質問。

○委員 最低制限価格の計算式はもう公表されているんですよ。

○建設課 はい。

○委員 基本的にはきっちり積算をして、工事を本気でとりたいという業者は共通仮設費と一般管理費で勉強するというか、値引きをして、それでどのぐらいの利益で抑えるかみたいな話になっているという、そういうイメージですかね。

○建設課 はい。

○委員 舗装業界、今かなり競争厳しい感じですか。

○建設課 舗装工事についてはかなり厳しいというか、実績では低い落札になっていると思います。

○委員 なるほど。

○委員 ○○○なんかほかのところも低入でやっていますので。結構やはりとりにいっているという感じますよね。

○建設課 そうですね。今回もですけれども、まとまった区間のそのぐらいの工事ですとすごい舗装を少し下げても利益はあるのかなというふうに思っていますので、下げてもとりたいということでこういう落札率もあるのかなと。

○委員長 会計の話をしますと、工事原価の中身は材料費と労務費、それから製造間接費と、これ本社費と考えて、プラス利益なんですよ。そうすると、人を抱えていて、そうすると外注さんも含めて労務費をちゃんと払って、間接費も本社費も入るぐらいできれば儲けがなくても一応はその分維持できるという。その辺はだからぎりぎりなんですよ。

それ以上、下にしてしまうと今度赤字工事の受注になってしまうんで、今度預金を取り崩してという、過去の利益を取り崩してだから体力勝負になってしまうんだけど、そういう意味では中身を見て管理費はそれが本当に、要は配賦計算なので予定価格で配賦するから、本当にそれがなければ赤字かということでもないんですけれどもね。ほかの工事でそれが全部カバーされていれば利益はちゃんと、なくてもできるという状況になるんですけれどもね。

あと何かご質問ありますか。

○委員 これとは関係ないことなんですけど、こういった道路関係ではこのように競争が激しいんですけれども、一方で工事では何か不落が結構増えてきているような感じが見えたんですが、何かそこら辺は工事の種類によって違う理由とかは。

○建設課 工事的なというか、工種的なものがありまして、難しい工種の入っているところについてはなかなか今度不落も出てきているという状況なので。法面工とか、擁壁を組んだりとか特殊なものとかそういったもの、あと、数量が少ないとか、そういったところで不落というこ

とも出てくるのかなど。一般的な土工事とか改良工事については余りそういったものはないのかなど思っていますけれども。難しい舗装工事はあまりないので、低落になるのかなどというふうに考えております。

○委員 舗装工事に関しては特に品質的に問題というのは発生はしていませんか。

○建設課 今までそういった低入というか、そういったものでも品質に問題というのは発生しておりません。

○委員長 あと何かございますか。では、よろしいですかね。

それでは、建設課、あれですか。

○事務局 次は業務委託で建設課がありますので、引き続きお願いします。

○委員長 では、業務委託、こちらのほうの1番ですね。整理番号57番で、松島町道路トンネル定期点検外業務委託というもので、これ条件付一般競争で4者入札しているけれども、これも52%の落札という、もうぎりぎりという、かなり安く何か。ですから、これは低入の理由等を中心に説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、委託の1番目でご説明いたします。事業名が、建31委第140号、松島町道路トンネル定期点検外業務委託になります。事業場所が、宮城郡松島町根廻字蒜沢外地内。事業期間が令和元年9月18日から令和2年3月31日までとなります。

今回の業務の内容につきましては、後ろの説明調書のほうに記載させていただいております。今回の内容につきましては、道路のトンネル点検業務3カ所ということで、町道にありますトンネル3カ所の点検。もう1つが、その点検結果を踏まえまして道路トンネル施設長寿命化修繕計画の策定業務ということで、二本立てで発注しているものです。

入札につきましては、条件付一般競争入札ということで、条件につきましては説明書の2番、資格要件にありますとおり、今回につきましては、1つは入札参加資格登録簿の設計コンサルタント・トンネルに登録されていること。あと、宮城県内に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有していること。あと、過去5年、平成26年度から平成30年度に国または地方公共団体の発注した同種業務を元請けとして履行した実績を有する者であることということで入札参加を募っております。

結果といたしまして、4者の入札参加申し込みがありまして、4者で入札した結果、落札率が52%になったところがございます。低落札ということで、内訳書のほうを見ますと、こちらについても諸経費を低く抑えて応札している状況でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長 こちらも諸経費ということですかね。そこでということですが。

委員の皆様、何かご質問。

○委員 具体的な点検内容というのはどのようなことをやるんですか。

○建設課 点検内容につきましては、国土交通省の定めがありまして、実際点検車という車を持ってきまして、打音調査というのが主なものです。それを全面で行うような形になります。

今回の調査につきましては法律で5年に1回やるということで、前回5年前に調査のほうを行っていきまして、その二巡目になります。

○委員 前回のはひび割れの例えばクラック、ひび割れとか、そういったものを参考にしてまたひび割れの進展がないかとか、そういったことも含めて今後調査するというか、結果が出てくるような。

○建設課 今回3トンネルありまして、うち2カ所については補修工事を行っております。残り1カ所はまだ残っている形で、この定期点検については道路法のほうで5年に一度やるようにということが義務づけられていますので、それを行って状況を確認している。

○委員 いや、言いたいことは、5年前にもはかっているはずなので、そのひび割れとかいろいろと、それをちゃんと参考にして今回やって、ひび割れがつまり伸びているとか、そんな確認をしているとは思いますが。

○建設課 前回のものを実際受注した業者のほうにお渡しして、それがどうなっているかというのを確認させております。

○委員 そこでちょっと教えてもらいたいですけれども、これ6ページのところの直接人件費、第1号明細書と書いてあるところの真ん中よりもちょっと上のところに「状態の把握（点検）2回目以降」ということで、0.0から0.1と、Cというものが0.0から0.1の以上以下となっていますけれども、これは何を意味している数値なんでしょうか。これ何をはかっているのかなということ。

○建設課 ちょっと確認させてもらってよろしいですか。

○委員 はい。初めひび割れの幅なのかなと思って見ていたんですけれども、ちょっと0.0からというのもないですし、0.1ミリというのも小さ過ぎるので。実際の診断に余り必要ないような寸法になっているのかなと思って。

○委員長 何かの指標なんでしょうね。Cというのはなんですかね。ここの中の。

○委員 コンクリートで言うとかぶりなんですけれども。あるいはひび割れの幅かなとは思っていたんですけれども、何かよくこのゼロからというのが。ゼロも入るんだと思うとひび割れ

とは違うかなと。

○建設課 内容についてご説明させていただきます。

ちょっと国交省のほうでこの点検業務のほうの積算資料というものをつくってございまして、暫定版という形で公表されております。その中で10トン目当たりで業務の量を図ってございまして、歩掛りです。それに対して今回1カ所ということでの積算だったんで10分の1というか、1割ということここでここに。

○委員 歩掛りにしている。

○建設課 はい。歩掛りの中でのちょっと。

○委員 そういう計算なんですね。

○建設課 すみません、間違いました。今回のそれについては、点検のひび割れの密度。密度が全部で5段階に分かれてございまして、そのうちのゼロから0.1の中でということで、前回のその点検した結果をもとに今回ここに出る形、数字で。

○委員 ひび割れ密度ですか。ちなみに単位はそこに書いていますか。

○建設課 ひび割れ密度はメートル、平米／メートルなので1平米当たり何メートルひび割れがあったかということで、前回それによってそのひび割れ密度が決まっている。

○委員 はい、納得しました。

○委員長 よろしいですか。

○委員 あと、すみません、ついでに11ページのところのトンネルの点検の方なんですけれども、主任技師と技師といろいろあるんですけれども、点検する際についてこれも国交省が義務づけている資格を持った人ということになるんですか。11ページのところで主任技師という表記があるんですが。

○建設課 主任技師については、県の単価で結果として主任技師というものがありますので。

○委員 いえ、これ点検ですよ。ですから、点検する際には資格を持った人じゃないと多分点検できないと思うんですが。

○建設課 法的に指定ではなくて、その点検技術者というのが価格としてはないので。

○委員 ないのでこれでやっている。

○建設課 はい。

○委員 ちなみになぜこの主任技師のほうで半分、技師のほうで一人前になっているのか。本当は主任技師がちゃんとして。

○建設課 歩掛りの構成で、主任はあくまでその確認で、実際の実務はその下の技師A等なの

で。

○委員 では、これが実際資格を持った人ということなんですね。

○建設課 はい。

○委員長 計画準備って書いていますよね。最初は。実際作業というわけではなくて、計画の段階で。

○建設課 実際のものとして1人、2人と、そういう構成での歩掛り。

○委員 ちょっとすみません、いろいろと細かく聞いたんで、結局やはりお金がかなり低いので受けていますけれども、先ほどのトンネルの件もそうですけれども、点検はしていたんですけれども、やはりわからないという点が結局あった。あれも難しいところだとは思いますが。

ですから、低入でもきちっと本当に点検されているかどうかという確認というんですか、それってなかなかやるのは難しいとは思いますが、どうやっていくのかは今後の課題なのかなとは思ってはいるんですが。難しい問題ですね。

○委員長 ですね。要は値段の問題ではなくて、どこまで精密な検査を行ってですね。

○建設課 はい、ちょっと国土交通省のほうでも笹子以来いろいろ模索してまして、それをもとにしていろいろ点検の内容とか細かく出して、今回も。

○委員 それをちゃんとやるという。それ載っていると。

○建設課 それで。出しているような形で。

○委員 わかりました。

○委員長 あと何か質問ございますか。はい、どうぞ。

○委員 ちょっと確認なんですけれども、最後のページ、入札結果を見ると結局一番高いところが600万なんですけれども、そうするとその一番高いところでさえ結構な落札のパーセントにはなるんですけれども、何かそもそも高いということなんですか。そもそもみんながとりに来ているからこういう形になって……。もともと設計が高めということですか。

○建設課 一応歩掛りがあるので、それはそれで、ただいろいろ過去の実績をもとにして決めているので、実際そこからは確かにあれですけれども。皆さんとりに来ている。

○建設課 業者でも、直接人件費については余り下げないような形でやはり積算はしているみたいですね。そこから諸経費のほうで下げ幅が違ったという形になりますので、直接人件費は点検業務のほうはほとんど皆さん100%ぐらいの価格できておまして、ただ、策定のほうですとちょっと10万安いとか、逆にちょっと高めになったりというところもありますので、よほどの2つの業務でやはり諸経費を両方とも安くして見積もりしているという状態だと思

ます。

ですから、歩掛りが高いとか、それもあるのかもしれないですけども、そういっただけではなくて、ちゃんと見積もりはしていただいているのかなとは思っております。

○委員 当然終わった後成果品を出してもらう場合にはそういう業務日誌とか、普通どういう人がこういう結果を管理したりということになるんですか。結果だけでなく、そういうどの程度の、実際の設計と同じような人数をかけてやったかの確認をするんですか。

○建設課 その区間の点検なので、点検した結果というのはその国交省で定めている要綱で全部出してもらうような形にはなっているんです。

○委員 それは、要綱どおりであればそこまでだと。

○建設課 人工までは出していないです。設計で本当にやはり歩掛りの数字ですので、設計で誘導員を何人配置しなさいよと突っ込んでいるものについては、それに対してどのぐらい入っているのかという確認をします。ただ、あくまでも何平米とか、そういった点検ですと、その面積をしっかりとやっていただければ何人かかったかというのは確認していない。

○委員 それは結果として確認した点検した項目のやつを、完成品をチェックしてやっている。

○建設課 はい。

○委員長 よろしいですか。

では、建設課のほうはこれで終了ということで。ご苦労さまでした。

もう1件、水道課のほうをやりますか。

○事務局 それでは、水道が工事1件と業務委託1件続きますので。

○委員長 では、休憩します。では、ちょっと一度簡単に休憩しましょう。

(休憩)

○委員長 水道事業所施設ということで工事案件の5番目、この工事は指名競争入札で5者応札あったわけですけども、落札率76%ということでかなり低入だと。

あと、実はこの工事については整理番号35番で1回5月に入札したんだけども不落になって、それでもう1回という、そういう案件だということで、どのぐらい低価格になった理由等を中心にご説明をお願いします。

○水道事業所 それでは、説明したいと思います。

それでは、審議番号でいきますと5番になります。審議番号5番について説明いたします。事業名が、上31号工第002号、根廻・磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設工事（動伝一工区）で、最低制限価格付近による落札のため内容を確認、及び不落となった入札との変更点についても確認したい案件となっております。

まず、1回目のNo.35の入札参加条件としては、宮城県内に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有している者であること、水道施設工事の総合評点値が800点以上の者であることとし、条件付一般競争入札で発注したところ、2者の申し込みがありましたが、1者が入札前に辞退したことにより1者での入札を実施しております。

しかし、予定価格に対し入札価格が高かったため、予定価格に達せず不落となったところがあります。

内容につきましては、第1回目の入札価格で諸経費などの込みの金額で670万円ほどの差がありましたが、第1回目の入札書に記載されている入札金額の入札内訳書を確認した結果、配水管の布設工などで全体的に金額が高めの傾向になっており、特に布設配水管のエアモル注入工の部分で大きく金額の差が生じておりました。

続きまして、今回対象案件No.38となっている2回目の入札参加条件につきましては、建設課発注の道路改良工事との取り合いもあり、早期の発注が必要であるため、資材などの単価更正を行い、再度公募条件を検討しましたが、当初の入札会、No.35で1者の入札参加しかいなかったこともあり、参加業者の確保もできないことが予想され、指名競争入札にしまして、過去3年間で同種の施工実績のある宮城郡、多賀城市、塩竈市に本店または支店もしくは営業所を置く業者12者を全て選定したところ、7者が辞退し、5者での入札を実施しております。

最低制限価格付近による落札については、業者の入札内訳書を確認した結果、本工事費全体で安価に積算しており、落札業者に確認したところ、4月に入り資材等については高くなってきておりますが、長年取引をしている資材業者があり、取引価格が安価になったことからそのあたりを入札に反映させたと聞いております。

また、入札結果を見ると、年度当初工事となるためどうしても請け負いたいという気持ちから競争が働きこのような傾向になったのではないかと思います。

説明につきましては以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、何かご質問。

○委員 1回目の入札のときの企業がここに入っているんですか。2回目の入札には。

- 水道事業所 1回目の業者が。入っていません。
- 委員 ああ、入っていないんですね。なるほど。これだけ辞退も多かった理由というのは何か。
- 水道事業所 あくまでも入札辞退届のほうを確認した結果、ほとんどが技術者の配置が見込めないということで辞退届のほうは出ています。
- 委員 あと、私なりに考えてみたんですけども、〇〇〇さん、これだけ安くできるというところなんですけれども、事業一覧表の中のNo. 37ですか。これも入札しているんですよ。95%で。これ近い場所なんですかね。
- なので、そういう意味では何か近場なのでやりくりできるとかということで安くしたのかなかと思っただけなんですけれども。No. 37とNo. 38が。うちみさんですね。余り松島の地理は詳しくないんですが。
- 水道事業所 そうですね。今回の今案件だということで根廻の部分ですが、確かにおっしゃるとおりに近い工区でもあります。口径は全く違いますけれども、近接している場所にはなるのは間違いないと。
- 委員長 となると工事の代金が高いこの38番のほうは頑張るとして、安いほうのほうはそれなりでということで、全体で採算とれればいかと判断した可能性はありますよね。
- 委員 一方で落札価格は安いんですけども、辞退者もおるんですけども、これは公募にしたので1回目不落に終わってしまった。次に、指名された中で〇〇〇さんが何とか近接でやっているのだから応札したという、そういう考え方で。辞退者は多いのね。落札価格が低いというからいいと思っただけなんですけれども、その辺については何かあるんですかね。やる気がないとか。辞退したという。
- 水道事業所 やる気があるかないかということは別とさせていただきます、今、水道に関して言いますとやはり老朽化という問題がありまして、やはり各自治体の水道、口径は違う形になりますけれども、発注件数は年々増えてきている状況にはきております。特に塩竈市さん初め、昭和の要するに高度成長期に建設された管が更新時期に来ているという状況もありまして、確かに水道業者が今忙しいという状況にあるんですけども、その中で我々としても建設課のほうで工事の遅れを来すわけにはいかないという部分もあって、指名をさせていただいた上、発注させていただくといったところで、多分近隣の自治体とか、工事がかなりあるという。
- 委員長 特に指名を辞退したからといってペナルティーはないんですよ。
- 水道事業所 はい、ございません。

○委員長 指名に対する対応で地域によってすごく違ってしまっていて、県北のほうにいくと指名された業者はみんな応札するんですね。だけれども、やる気のない業者はすごい高い札で入るんです。だから、指名されて辞退してもペナルティーなくても、やる気のない、この値段で多いと。どうせとれるわけがないという値段をわざと入れるんですね。

仙台近郊、松島町も含めてですけれども、本当にやる気のない受けられない業者は辞退するという、何かそういう地域によって指名された業者が応答の仕方が違うのかなという気がしています。

○委員長 昭和から平成終わって令和の時代になって、もう昭和の時代のやり方での工事だとか、そこはもう今、先ほど老朽化という話も出ましたけれども、今度は人口減少で要はコンパクトシティー構想とか、今まで拡大に拡大した住宅地なんかもう全部市街地をまた、要は女川みたいなものですよね。女川は津波があって、それらのコンパクトシティー構想を実現しましたけれども、これはほかの市町村でも、当然松島町でもそういった流れが出てくるんだろうと。

そうすると、やはり水道施設とか、そういったものについてはまたもう1回整備し直してやらなければいけないので、恐らくここ10年ぐらいは水道管とか、その辺のインフラの方は忙しいだろうというふうに思いますね。

不落……今のところ安く受注、この件の部分についてはできたんでよかったかなと思いますけれども。

あと何かご質問ございますか。

どうですかね。技術者不足を言われてしまうと、もっと供給をちょっとね。だから、供給を増やすためにはどうするかという給料を上げるしかないんですね。これは時間かかりますけれども、すぐというわけじゃないですけれども、高校を卒業あるいは大学卒業して、そういった技術系のところで勉強してもらって資格を取ってもらってと。幅広く活躍していただかないとという。

ですから、公共工事に従事していればそれなりにお給料は本当は上げられるベースになるので、それでもって技術者を確保するというか、そういった、役割と言ったら変ですけれども、あるのかなと思いますけれども。

あと何かございますか。よろしいですか。

したらば、水道課については今度委託ですか。委託のほうでも2番のほうの、一応建設業務は全部終わって、この業務委託の今度2番。こちらにつきましては条件付一般競争です。9者で落札率が51%ということのでかなりの低入ということで、そういうふうになった事情について

て特に説明をお願いします。

○水道事業所 それでは、審議番号2番について説明いたします。

事業名が、下31委第128号、初原地区下水道管実施設計業務委託で、最低制限価格付近による落札のため内容を確認したい案件となっております。

本業務につきましては、汚水管での実施設計業務として内径1,200ミリ未満、延長800メートルを設計するものであります。

入札参加条件などにつきましては、一般競争入札参加資格登録簿設計コンサル（下水）に登録されており、1、宮城県内に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有する者、2、過去5年間に国または地方公共団体の発注した下水道管渠実施設計を元請として履行した実績を有する者、3、管理技術者は技術士（下水）の資格を有している者とし、条件付一般競争入札で発注したところ、9者の参加申し込みがあり入札を実施しております。

最低制限価格付近となったことについては、あくまでも憶測ではありますが、震災や災害復旧関連の事業が落ち着き、設計業務も減ってきており、業者も公共工事に設計単価の公表や積算ソフトの普及により、町の予定価格に大分近い価格での算出が可能で、落札者に確認したところぜひ受注したいとのことから頑張ってもらったと聞いております。

また、落札率の違いにつきましては、51%ほどの入札参加業者も複数おり、入札参加者が多いとやはり競争が働き落札率が低くなったのではないかと思います。

説明につきましては以上でございます。

○委員長 では、委員の皆様、何かご質問お願いします。

○委員 これは本当にとりにいっているというふうにはしか見えないですね。高いですね。

○委員長 ですから、入札調書、入札結果を見ると1位から4位までがみんな400万円台と。

あと、それ以外はちょっと、5番まで500万まであれですけども、それ以外はちょっともう離れていて。

○委員 ちょっと忙しいところ。

○委員長 というところですかね。だから、実質競争が500万から465万の間で35万円の攻防でこちらに決まったということですね。

○委員 やはり仕事がだんだんなくなっているとは私聞いているので、こういう争いが今後も続くのかなとは思ってはいますけれども。

○委員長 余りそういう状況が長く続くと、いわゆる設計士といえますか、そういった資格を持

った方がこれじゃ食えないということでどんどん離れていってしまって、実際また何か工事が復活したのが今度そういった技師さんとか、そういったものが足りないとかなくなってしまいますけれどもね。

あとはどうなんでしょうね、技術革新、いわゆる設計業務、ちょっと私全く素人でとんちんかんなことを言うかもしれませんが、昔は設計台といいますか、それでA2サイズの青焼きのコピーでもって設計図を書いていたのが、今はもうパソコンで全部CADでできる時代だと。おまけに今度GPSとか、それからドローンでもって立体的なもう設計さえも恐らく。それでCGの技術の発展で、もう技術革新甚だしい業種なんではないかなと。

とすると、そのコスト、人件費のコストよりもそういったソフトウェアとかハードとか、そういったところと、あとは今度想像力でしょうかね。その設計する方の、あるいは会社の。そういったものが決め手になってくるような気がするんですけども、どうなんでしょうか。

○水道事業所 私も昔機械設計とかやって、よくドラフターというものを使って手で書いていた時代も知っておりますので、その当時は一つ一つ鉛筆で書いていたという時代でございますので、今水道業界におきましても手書きが減ってしまうんですね。ソフトですと一旦つくってしまえば、似たものはコピーして貼り付けてしまう。

要するに管の口径とか材質が決まってしまうえば、使うものは大体同じなんです。ソケットにしても何にしても大体同じものになってしまうので、それをうまく組み合わせることができるということで、昔に比べたら比較にならないほど時間が余って短縮されているというのが現状でございます。

もう1つは、今現場確認って昔は直接目で見て写真を撮るというのが普通ですが、今はグーグルマップである程度路線の場所が大体もう見えてしまうという。このドローンでも大体こういう形状になっていると。もう空間的に見えてしまうという状況なので、かなり昔と比べればやはり大きな差ができてきているということは伺っています。

○委員長 私の友人がちょっとドローンに少し凝って、こんな小さいドローンですけども、あと、私も家の駐車場でもばーっと上まで飛ばして、すごい解像度ですね。

これ建築現場だとか、そういった設計のところ、どんどんドローンの利用が進行しているというふうに聞いています。

○水道事業所 先ほどうちのほうの根廻・磯崎の現場、仮設の配管とかを出させていただいたんですが、その実はドローンを飛ばしまして、ちゃんとしているかというのを実は確認しながら今現場のほうでは作業いただいているみたいでございまして、やはりドローンの活用とい

うのはかなり大きくなっているというふうには聞いております。

○委員長 そうですね。要は医者の世界の内視鏡みたいなもので、トンネルだとか水道管、ガス管とか、そういった小型のドローンを飛ばしてば一っとやるとかなり点検だとか、そういった業務、あとはそういった技術、コンピューターグラフィックというか、先日ちょっとテレビでスターウォーズのスターデストロイヤーを設計した日本の方、あの人なんかもう全部部品を一つ一つつくって、だけれども、これはここに応用するとかってコピー、コピーであんなもう何万点のできのいいものを実際にできてしまうという、もう私はすごいなと思いましたけれども。設計の世界でも恐らくそういったことが起きているんだろうと思います。

○委員 どうなんでしょうね、その予定価格と最低制限価格の適切性という話ですけれども、松島町ではいろいろあって建設関連業務については50%を最低制限価格にしたわけですがけれども、今のそういった技術革新とかいろいろ考えたときに、50%を目標に何者かが応募してきているわけですがけれども、これはかなり無理をして入れてきているのか、50%でもまだ利益が出るという感じなのか、どういった、印象としてはあれですがけれども。

○水道事業所 そちらについては正確なお答えというのはなかなか我々としては苦しいところではあるとは思いますが。ただ、基本的には設計業界における技術革新は入っているものの、最後に使うのは人間でございますので、やはり人間の中で我々にとって基本的にはペンでやっていると、最後のところではやはり基本を参考に設計させていただいているわけですので、その中に入らせていただくのが一番よろしいかなとは思っては言っているところです。

ただ、やはり業者さんのようにこうやって急激に仕事が多い時期から急激に少ない時期に入ってきてますと、どうしてもやはりその辺もある程度天秤にかけながらとりにいくとかという状況になっているのではないかなというふうな認識でいます。

○委員長 やはり泉田先生のおっしゃるとおり、そういった最低制限価格なり、あるいは設計価格もそうだろうと思うんですがけれども、もう少し特にこの設計については予定価格については実際の本当の事務所運営といいますか、を踏まえてもう1回再構築する時期に。

もうだってこの何年かずっとこういう状況ですから。ということは、やはり予定価格自体がちょっと現実にそぐわないんじゃないかということは言えるだろうと思いますので、それを町独自で云々ということも考えづらいかもしれませんが、もしかしたら先行事例で、ほかの市町村にも見てみろというような感じでやられたらいいかなとも思います。よろしく願いします。

あと何か、先生ございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

泉田先生おっしゃるとおりですよ。50%でも余裕があるんじゃないかという。本当。

○委員 そんなイメージはありますよね。だから、それは企業の本当に努力でいろいろなものを取り入れて、それにいろいろなコストもかけてやっているの、それだからといってぼんと言われているは企業が。

○委員長 設備投資ね。過去の設備投資とかありますから。

では、次、業務委託の3件目。総務課総務管理班。こちらプロポーザル業ですね。

○総務課 随契です。

○委員長 ちょっとすみません、随契の……。随契で落札率100%ということで、〇〇〇さんに随意契約したということで、その随契の理由を中心にその合理性を説明お願いいたします。

○総務課 事業名については、記載のとおり松島町例規集編纂等業務委託になります。業務につきましては、平成30年度にプロポーザルを行った松島町例規集編纂等業務委託の継続的な契約となります。

事業内容は、町の例規集の加除及び編纂、それから電子版例規集の構築、それから法制システム、法制の支援を含めたシステムの管理業務委託になっています。30年以前は紙ベースで例規集の加除とかを行っていたんですが、それを経費削減や節減も含めて30年度において見直しを行いまして、30年度にシステムというか、その構築を行って、31年度からの運用ということで5カ年の契約としての業務委託の内容になります。

随意契約の理由についてですけれども、結局30年度にプロポーザルをしてシステムを構築とか、継続的なポスプロということで、地方自治法の施行令167条の2の第1項第2号の性質または目的が競争入札に適さないということで、財務規則の101条第1号、一人から見積書を徴取することができる場合ということで、さらに、建設工事、物品購入等に係る随意契約制度運営要領の第4の(1)のヌのところ、既に導入されている電算システムに関わる保守、改修その他を行おうとする場合に該当するものとして、当該ぎょうせいから見積書を徴し随意契約を締結したと。

通常ですとそこの部分も含めて多分6年間で債務負担行為を設定して多分終結させるんだと思うんですけれども、今回の場合は1年目、構築として、それで2年目以降のものを5年間の債務負担行為を設定して契約締結したというちょっと経緯があるので、こういった流れになっているということです。

落札率が高いことについては、結局平成30年度にプロポーザルをしたときに導入後5年間の経費も見積書を出していただいて、それに基づいて設計額を設定しているので、どうしても

結果的に100%になってしまったと。当初出した見積もりよりも低い価格で応札すればもうちょっと下がるのかもしれませんが、同額だったということでこういった結果になっているということです。

説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、ご質問お願いいたします。

○委員 これ業務の中にソフトウェアとか法令集とか、いろいろソフトウェア使えるものがあるということですが、これってというのはこの会社、〇〇〇しか使えないものなんですか。

○総務課 あと、東北では〇〇〇さん。以前は〇〇〇さんが紙ベースのもので加除をうちではやっていたんですが、どうしても議会ごとに条例の改正とかがあって、ある程度速やかに反映したいということがあって、あとは、結構全国的にもこういったシステムの導入が進んでいた状況も踏まえて、見直しをしようということでプロポーザルをして、結果的にはその2者しか申し込みがないという。

○委員 全国的にも前年のプロポーザルをやったときにできそうなところはその2者。〇〇〇と〇〇〇しかなかったと。それが結果的に〇〇〇になったと。

○総務課 そうですね。

○委員長 ちなみに2市3町で同様の業務が発生しているんだろうと思うんですけども、他の市町村ではどうなんでしょうかね。

○総務課 すみません、ちょっと今資料がないんですけども、ほぼ〇〇〇さんが多いようです。

〇〇〇さんのシェアも県内ではあるんですけども、〇〇〇さんの半分もいない。

○委員長 そういう意味では5年間のプロポーザルで、1年目のコスト、2年目、それはほぼ見積もりと同じであれば文句言うところ何もないんですけども、これが終り頃になって見積もりよりもちょっと何だかんだと理由つけて、消費税率はしようがないんですけども。そこはね。そんなことがないようにちょっとしっかり監視していただいて、「いや、もうお約束ですから」と言うぐらいのところで交渉していただければいいかなとは思うんですけども。

でも、どうしても民法改正だとか、そういった法令改正があると大規模ですよ。大したあれじゃないというの、条文の削除だとか追加だけでもそれだけ手間暇かかりますから。何だかんだと。それがあると、そんなものは予定されていませんでした、実質追加とられるんでしょうかね。

○総務課 今回の場合はもうあらかじめそういった法改正で条例に影響があるようなものを情報提供いただいて、それに基づいて、最終的に入力するのは当然私たちが入力をして、ある程度

の新旧対照表とかは出てくるので、それを最終的にチェックして、最終的には自治体の判断でここは改正しなくてもいいとか悪いというのは判断しますんで、全く100%そのまま使えるわけではないんですけども、大分情報はいただけるので、今までに比べてずっとスムーズにはできるかなというふうには。

○委員長 では、何かそういった手直しのオペレーションはこちらのほうでやって、あとは、向こうのほうでは何かのミスを検索だとか、そういったもので見つけてくれるような。

○総務課 それはそうですね。今まではゼロから自分たちで改正表をつくって、表も全部ゼロからつくったんですけども、ある一定のものはそのシステムに入力すると出てくると。

○総務課 あと、大きい改正でページ数とか増えても追加でお金とられるようなことがないんで、それが提案でした。

○総務課 今までに比べると150万ぐらいは経費はちょっと下がるぐらいの。

○委員長 今までは紙ですからね。そうですね。

○総務課 枚数掛ける単価なんで、紙だと改正が多ければ600万になる年もあれば400万で済む年もある。

○委員長 私も会計事務所なのでぎょうせいさんとか〇〇〇さん、こういう加除式のもの。そうすると、ベテランのおばちゃんに来てめちゃくちゃ早いんですよ。作業が。とんでもなく。いや、びっくりする。そういった職人さんがもういなくなるというところがあると思いますが、先生のところも弁護士事務所ね。

○委員 ああ、今日来ていましたけれども、早いですね。

○委員長 そうですよ。

○委員 ただ、結局紙ベースで読まないで結局というのも正直あたりもするんで、そこは全部電子化されるかということなかなか。普通の本と同じで、電子の本に全部移行するかというと、紙ベースじゃないということもあるので、一定のところは。やはり、基本的にはこれ仕様としては、いわゆるシステムのものを入ってもらったというようになるんですよ。

○総務課 あとは、今までどおり紙ベースの例規集は紙ベースの例規集でありますので、その部分も含めての今回の契約にはなっていますので。

○委員 これ例えばなんですけども、5年間回った後に別のシステムに変えるというのは難しいですよ。実際のところ。

○総務課 実際は使い勝手として極端に悪くなければ、5年後に今よりもさらにシステム自体が改善をされていて、そういった再度プロポーザルか何かをする必要性があれば、そのときは考

えてもいいかなとは思いますが、それがなければ敢えて無理に変える必要はないかなと思います。

○委員 まあ、ないかなと。

○委員長 通信規格が5Gに変わって何が変わるかわかりませんから、もしかするとそこを狙って〇〇〇さんがとんでもないものをつくってきたら、「おお、これはすごい」ってなるかもしれませんね。

○総務課 そこは。競争は激しいです。

○委員長 ですね。激しいと思います。でも、1回いいものをつくればそれこそ47都道府県、各市町村、全部入れられるという精度のものだから。

○委員 判例系システムも〇〇〇さんが大体来ますけれども、そこは例規システムをつくってそれをもってやはり大変なんです。そのところを。

○委員長 多分データの移行については旧メーカーが開示義務があるはずだから、データ移行はスムーズにいくんでしょうけれどもね。

はい、わかりました。では、よろしいですか、あと。はい、どうもありがとうございました。

業務委託のNo. 4、企画調整課さんで、これは公募型プロポーザルによる委託契約ですと。落札率は94%ということですが、この公募型プロポーザルということなので、金額の問題だけでなくその内容等について何を決め手としてこちらの業者さんを設定したのかということを中心にご説明いただければと思いますので、お願いします。

○企画調整課 企画調整課の視野と申します。よろしく願いいたします。

私からは企31委第16号、松島町長期総合計画後期基本計画策定業務委託についてご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

まず、お手元資料の個別説明につきましては割愛させていただきます。本日は公募型プロポーザルの審査、決定過程と1者入札に係る経緯及び理由についてご審議いただくというお話をお聞きしておりましたので、お手元の資料を使いまして説明させていただきます。

まず、公募型プロポーザルの審査、決定過程について説明させていただきます。資料26ページをお開き願います。

こちらは応募のありました5者につきまして、契約時の申請委員会での参加資格の確認及び承認を経て、プロポーザルの審査委員会、こちらを行った結果となっております。審査項目といたしましては、まず表の上段部分の左側、こちらに評価の着眼点や判断基準、配点としてお示ししておりますが、参加資格条件として定めております配置予定技術者の経験や能力につき

まして評価するといった内容となっております、こちらは提出されました企画提案書によって事務局が機械的に評価採点しております。

次に、表の中段部分、太い黒いラインでございますが、評価項目、評価基準、配点というふうにお示ししておりますが、こちらはプロポーザルの審査委員会において委員が評価する項目となります。実施方針・実施フロー等、特定テーマに対する企画提案、ヒアリング、参考見積、この大きく4つの項目で設定しております。

なお、2つ目の特定テーマに対する企画提案におけます特定テーマ、こちらにつきましては本町の目指すべきまちづくりについて本業務で取り組む具体的方針を述べよというふうに定めて提案書の提出を受けたところでございます。

実際の審査内容についてですが、表の右半分、こちらに一番上に①、⑤といったような形で全5社についてお示ししておりますが、まず上段部分管理技術者と担当技術者に対する評価としましては、5者中4者が30点、1者が25点となっております。

次に、中段部分のプロポーザル審査委員会において委員が評価する項目となりますが、こちらにつきましては審査委員会の委員10名によります各項目の平均得点、こちら合計得点は10人というふうなことで算出しまして、その合計点をもって評価というふうにしております。

実際の評価点につきましては、表にございますとおり最高評価点は③の提案者の51.2点となっております、前述しました配置予定技術者の点数を加えた合計点数は同じく③の提案者の81.2点となります。実施要領第4、(3)の規定によりまして評価点は81点というふうになっております。

この結果を踏まえまして、実施要領第5の規定に基づき評価点の最も高い③の提案者を最優秀提案者として審査委員会の方で決定したものとなっております。

次に、1者入札に係る経緯及び理由でございますが、こちらは資料21ページをお開き願います。

当業務の報告文になっておりますが、この報告文におきまして11番の(1)の中に、委員会において得点上位の提案者から順位づけをし、第1位の者を受託候補とするというふうにあります、また、その次の12番の(1)の中に、委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者として随意契約による契約締結交渉を行い、優先交渉権者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結するといった内容で告示しております。

このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、こちらの規定におけますその性質または目的が競争入札に適しないものといったところに該当しますので、プロポーザル

方式等により契約相手をあらかじめ特定している場合としまして、契約事務審査委員会の承認を踏まえた上で1者による随意契約というふうにしたものでございます。

説明としては以上となります。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、何か質問。

では、ちょっと私のほうから。審査委員12名ですけれども、どういった観点からどういった方々が審査委員に選ばれているのでしょうか。

○企画調整課 まず、審査委員10名なんですけど、まずこの業務委託が町の最上位計画であります長期総合計画というのが後期基本計画というふうなことでありますので、原則全ての課長、全ての部署の長が入った委員会としております。

○委員長 10人ですか。

○企画調整課 10人です。

○委員長 ああ、すみません。2人はこれ点数入っていないですね。

課長さんが決めると。外部の有識者だとか、そういった方はいれないんですかね。

○企画調整課 入っていないです。

○委員長 プロポーザルで。私ちょっと労働局の仕事をしていて、外注労働局がやったときに有識者というような形で同じようにプロポーザルの五、六者やって、同じようにこうやって点数をつけてやるんですけれども、やはり何か外部者としてまた違った目で見られるんじゃないかなという気はするんですけれども、そういったものは今まで。

○企画調整課 今までは町の総合計画、それぞれの、先ほど説明しましたけれども、建設であり、保健であり、医療であり、それぞれの分野の長を選定をしておりますので、実際に策定の段階では外部の大学の先生とかも策定委員の中に入って計画づくりを行ってまいりますので、業者選定のプロポーザルの段階では庁舎内の長ということでやっております。

○委員 よろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ。お願いします。

○委員 すみません、27ページとか26ページもなんですけれども、いただいたやはり資料だとちょっと白黒コピーの線があって、塗りつぶされて具体的な数字がちょっと見えなくてよくわからないことになってちょっといたので、もうちょっときれいなものをいただいたらうれしいなというふうなことです。

○企画調整課 実際はこういったカラー刷りの調書で点数を伺ってございますので、白黒でというご要望でしたので。

○委員 グレースケールとか何かやるとそれもきれいに写るんです。写真とかのあれでやるときれいに出てくるので。

それはいいとして、あと教えていただきたいのが、この点数で合計すると70点満点ですよ。これの100点満点というのはどうやって100点にされているんですか。

○企画調整課 技術者のほうが30点で、この表でいう上のほうですね。上の管理技術者と担当技術者が30点満点です。それで、実際に審査委員会で評価していただく部分が70点で、合計して100になるということです。

○委員 それで、ちょっと最近大学なんかでもそうなんですけれども、例えばヒアリングの説得力で20点ってあるじゃないですか。20点を「さあ、つけましょう」というときに、入れるとこちらの右の27ページの表なんかで見ますと16点とか高くつけている人もいれば8点とか小さくなってしまっていて、1票の重みがやはり全然違ってきて、それをただ平均化しているだけなんです。

こういった場合には結局大きく点数つけている人の影響のほうがやはりちょっと強めに出てきてしまうというところがありますので、本来ならば平均化といいますか、自分の入れた数値の平均化をちょっとして、割って平準化みたいな形もちょっとして、誰に重きを置いているのかというので合計していったほうが本来のこのポイントに近くなるのかなというようなやり方が1つと、あともう1つ、ルーブリック評価というんですけれども、この説得力の20点というものは企画、これはただ単に20点となっているだけなんですけれども、ここまでできたら10点、ここまでいったら15点、ここまでいったら20点とかというような枠を厳格に決めて、この20点の中の内容が何に対してちゃんと20点と評価しているのかということを確認にしたやり方があるんですけれども、そういったものを用いてもうちょっとその20点というものの意味ですか、ここまでちゃんとできているから私は20点にしたとかということがわかるようなシステムに今後多分やっていったほうがいろいろと説明責任としてあるのかなと。逆にこちらの右の表のように16点とか8点とか、倍違うわけですから。人にもよるとは思うんですけれども、そこら辺最近そういう評価方法が変わってきているので、そういったものも参考にされたらどうかなということです。

○企画調整課 一応こちらの評価につきましては、今回資料のほうにはつけていないんですけれども、各委員に評価表というものを渡していて、その中で例えばこの説得力の20点だと非常に優れているだと20点、優れているだと15点、普通だと12点というふうな形で点数化しているもの、これに丸をつけていただいているというふうな形になっていますので。

- 委員 そちら辺ね、優れている、非常に優れているという分け方ではなく、ここまでのことが例えば説明できたとか。
- 企画調整課 多分そこを判断して点数をつけていただいているというふうな部分もありますので。確かに委員によってばらつき、特にこの20点という大きい配点部分だとしてもちょっとでもずれるとかなりの点数の差が出てしまう部分もありますので、今いただきました意見を参考にしながら次のプロポーザルのときに考えていったり、あとは一番上の点数と一番下の点数を切っただけで検討するとかというふうなことも今後考えていかなければならないのかなと今ちょっと思いましたので、その辺ちょっと検討材料とさせていただきたいと思います。
- 委員 多分このままでやるのであれば、このままの各自の合計点数を出して本当に割って、それで自分の大きくつけた人も小さくつけた人も平準化してやってみると、もしかしたら少しは変わるかもしれないんで、試しにちょっとこれ数字やってみるといいのかもしれないです。
- 企画調整課 参考にさせていただきます。
- 委員 この企画提案書の様式とか、審査基準も変わる。企画提案書の様式イコールこの採点評価での項目にはなっていると思うんですけども、その点数の重みづけとか、何かどういふふうを考えられたのかなと。ひな型があつてそれを参考に決めてとか。どういふふうにして決めたんですか。
- 企画調整課 配点の内容とかこの配点の割合ですか、その辺は大体国土交通省のものを参考にさせていただいてつくったりしております。なので、ひな型というか、国交省の大体やられているものを、訂正といったらあれなんですけれども、参考にしておつております。
- 委員 何か前のところでも国交省のつくつたものを。
- 企画調整課 ああ、そうですね。
- 委員 ほかに国交省以外ではないんですか。国交省しかないんですか。そういうひな型。まちづくりの。
- 企画調整課 うちのほうで担当しているのがどっちかというとその国交省系のものが多いので、国交省を参考にしているということでありまして、ほかの部署は福祉とかであればもしかしたら厚労省とか、いろいろあるのかもしれませんが、うちは国交省系が多いので。
- 委員 長総は国交省なんですか。
- 企画調整課 都市計画という。地方計画、都市計画ということで
- 委員 ソフトも何かありますよね。
- 企画調整課 ソフトもありますけれども、ハードもありますので。

○委員長 これは町が考えたこういった基本計画を図とか書面とかスケジュールに落とし込んで、町民、議会、そういった利害関係者に説明するなり、そういったものの資料づくりに重点を置いたプロポーザルですよ。

○委員 計画そのものじゃないですか。

○委員長 だから、ちょっと私勘違いしてまして、中身はこれが今後の松島町の成長にとって有意義かどうかとか、いや、そういったものを何かやっているのかなど。基本計画。違うんですよ。そこは町長さんなり、町の方が皆さん考えていて、それをどうやって住民の方々にわかりやすく。だから説得力が非常に配点が高いんですよ。20点のところと、あと実現性のところ、10点のところね。そういう意味ですよ。はい、理解しました。

あと何かございますか。

一応ですからこういった国交省ルールとかでやって、一応客観性を付与して業者選定を行っているということかと思うんですね。よろしいですか。よろしいでしょうか。

わかりました。どうもありがとうございました。

次、業務委託、5番目、6番目の案件ですけれども、いずれも町民福祉課福祉班の案件で、案件自体も条件付一般競争入札で1者のみで99%、高落札であるということで、一応発注の業務は違いますけれども、2つ一緒に説明していただきますかね。同じあれです。では、5番、6番とよろしく願いいたします。条件付けれども1者になって、そして99%と高落になっているという、その辺の理由を中心にとということをお願いします。

○町民福祉課 松島町地域活動支援センター基礎的事業業務委託についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業で、主に精神障害者の方の自立を目的に、希望園での通所による社会的活動、創作的活動等、社会参加の機会を提供する事業でございます。

具体的には、18歳以上の精神障害者の方、約10名でございますが、希望園のほうで園庭を整備して農作物の植え付けから収穫、さらには調理実習を行ったり、あとはその他ということで夏祭りを実施したり、地域の清掃活動等、社会的活動を行うための自立支援事業であります。また、専門的な知識を持つ相談員の方がおりますので、その方に精神障害者の方が個人的な相談等も応じている状況でございます。

金額につきましては、人件費と事業を実施するに当たっての事務経費となっておりますが、約8割ぐらいが人件費となっております。

続きまして、6番のほうでございます。松島町地域活動支援センター一日中一時支援事業業務

委託についてご説明いたします。

こちらにつきましても、障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業で、主に小学校就学前の障害児やその保護者を対象とする一時的な支援を希望園への通所により実施する事業であります。

具体的には、小学校就学前の障害児とその保護者を対象に、こちらにつきましても登録者は15人ぐらいいます。希望園におきまして基本的な生活習慣、集団生活への適応、機能訓練等を通して保育、療育を実施しております。また、個別面談による生活、療育に関する保護者との相談も随時行っておりまして、必要に応じて専門家への相談へとつなげることで心配や不安の解消もできている状況でございます。

こちらにつきましても、金額は人件費と事業実施に当たっての事務経費となっております。

1者入札による経緯でございますが、先ほど申し上げましたように事業内容がこの2つとも専門的知識や資格を有するという点で、実施できる事業所が少なく、隣接市町村におきましても1者随契というふうな点になっている状況でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。要は町内にやるところが1者、この〇〇〇しかないということで1者になっているということでございます。

あと、金額自体は見積もりをとってですかね。その見積書でもって入札をやるからということですかね。5,000円だけね。逆に何で5,000円違うのかということのも不思議な気がしますけれども。

では、皆さん、ご質問。

○委員 すみません、私よく理解していないので言葉の意味を教えてくださいたいんですが、日中一時支援事業と基礎的事業の違いは、表があると思うんですけども、それぞれの。

○町民福祉課 基礎的事業というのが、総合支援法での事業の名称で、こちらについては大人の障害者の方です。

○委員 ああ、大人なんですか。それで、左が18歳未満ということ。

○町民福祉課 ということになります。日中一時につきましても就学前、学校に入る前の子供たちと親御さんを対象にしています。

○委員 それでお金の出どころも違うというわけじゃないんですね。一緒にしてはだめなんですね。

○町民福祉課 一緒ではない。別々の事業ということで。

- 委員 これ一般競争入札なんですけれども、〇〇〇以外でやれるところって想定できるんですかね。というか、これ内容を見ても何か〇〇〇を前提にしてこれやっているもので、そこを敢えて競争入札にというのは。本来、競争入札するというのが原則なんでいいとは思いますが、どこかほかに想定できるような業者の方というのは。
- 町民福祉課 やはりほかの町でもそれぞれ随契で1者ずつぐらいはできるところがあるんですが、例えば塩竈市さんなら塩竈市でも随契でやっていて。やれるところはその市町に1カ所ぐらいになっておまして、その業者さんが松島のほうに業者登録をしてやれるかという、難しいのが現状です。
- 委員長 すみません、私もよくわからないんですけれども、この5番目なんかはいわゆる授産施設と呼ばれる社会福祉法人とか何かやれない業務なんのでしょうか。それとは全く違うんですか。成人の方を対象にしているとおっしゃったので、それで就労支援ということで、いわゆる授産施設という何か施設の中でやることもあれば、例えば私生協の仕事をしていますけれども、〇〇〇さんはこういった障害のある方をごみ箱とか、こういったものの処理をみんなで当たって、指導員の方がいて、それで特定の時間帯にそういった仕事をやっている。ちょっとこの職場なのかってわかりませんが、どこか授産施設の社福の方がこうやって、毎日毎日ですから、連れていらっしゃっているんですけれども、そんな感じ。
- 町民福祉課 ですね。それで、基礎的事業のほうは先ほどされたように18歳以上の大人の方ですので、いまお話が出ましたけれども、海浜公園等にも出向いて清掃活動をやったりということはやっておりますが、毎日とかというふうなことではないんです。
- 委員長 授産施設、支援施設だと国から指導員とかに最低賃金の1日の日当が全部支給されて、基本的には授産施設でつくった何がしかの生産物が丸々その施設の売り上げとか利益になって、運営費に回るというように私記憶しているんですけれども、こちらはこういった感じなんですかね。こちらは〇〇〇だからそれとは全く別ですよ。
- 町民福祉課 そうですね。そういった今お話受けたところがやっているところは別に法人さん町内ではあるんですけれども、こういった事業にはちょっとなかなか人的なもので参加できる状況ではないものでございます。
- 委員 これ先ほど出ましたけれども、2つの事業を同じ松島の〇〇〇さんがやるんですけれども、恐らくこの法律は同じということで、この事業は国から補助があって、補助の中身は違うにしても、ちょっと計算して分けるとか、一緒にやってもいいような気がするんですが。事業をこういうふうに案分して、2度手間ですよ。

○町民福祉課 すみません、ちょっとそこまで及びませんでしたので、今後。

○委員 この大人の方と18歳未満の方と同じところにいるんですか。

○町民福祉課) 事業的にはクリスマス会とかがございますので、その際には子供と大人の方が一緒に参加することがあります。

○委員 基本はでは別々ということ。

○町民福祉課 基本は別々。

○委員 水曜日と水曜日以外。

ちょっとこの表の見方、書き方が多分面倒なんだと思うんですけども、例えば夏祭り、クリスマス会。単位が1回、1と書いてあるんですけども、夏祭りとクリスマス会って時期が全然違うじゃないですか。だから、これは2回と書かなければだめなんじゃないかと思います。

あと、もっとよくわからないのがこのピアノの調律代ということで、これが何でこの例えば1万400円と2,600円となっているのかが。2台あるのかなとか何かよくわからなくて、同じピアノの人数割りでそういうふうに割っているのかなのかということのあれが。苦しいんですよね、この書き方がといいますか。何か1台しかピアノがないのであればやはり調律代は1台ですし、何かそこら辺でどっちかに寄せてもいいのかとか、何かいろいろと。

○委員長 同じ場所でやられている事業なんでしょう。

○町民福祉課 同じ場所です。

○委員長 だから、ピアノ1台で、これ両方に利用するからそれを使用時間なりなにか人数なり、それでもって案分しているんじゃないですかね。

○委員 何か安いピアノと高いピアノとか、そういうことじゃないと。

○委員長 要は基礎的事業のほうは週1ですね。こちら6番のほうは除く平日毎日。だから、4対1とか、そういったもので案分されているんじゃないですかね。

○委員 では、ちょっと苦労されているんですね、この分け方は。分けて書かなければいけないんですね、そのルール上どうしても。

○町民福祉課 事業が別ですので、補助も別々。

○委員 国の補助が皆別なんだろうから、それは分けなくてはならないんですけども、ただ、それは契約は一本にして、それで案分して国の補助も。それはちょっと聞いてみないとわかりませんが。2本で契約していいのか悪いのか、中身がちょっとわからないけれども。

○委員長 でも、いずれにしても受け皿が1つしかないというんだったら、もう本当に随契で私はいいと思うんですけども、そこは。あとは金額について何か前年度との比較だとかで。も

しだから増えるようであればちゃんと合理的な理由を付してということかなと思いますけれどもね。

あと、何かご質問ございますか。

今後はですから毎年恐らく同じようにですかね、発注していくことになるだろうと思うんですけれどもね。そういった業務ですということですね。

○委員 すみません、今の事業委託部門の内訳の確認なんですが、端数切り上げで、あと日中一時、端数切り上げてどこで切り上げているんですか。

○委員長 100円のところもあれば、1,000円のところもあれば、10円のところもあればですかね。

○委員 ちょっとそこが苦勞しているのかなと思うんですけれども。

○委員長 1とか2とか3ぐらいだったら切り捨てだとか、それでいくんだけど、やはり4とか5になるとちょっとという、何となくそういう何となくの感覚なんじゃないかと思えますけれども。

○委員 そこはちょっと何か統一してくれたほうがわかりやすいかなという感じがします。

○委員長 実際上は一緒に管理されているという。合計で管理されているだろうと思われそうですが、ですから、個別よりもやはりこれは合計で常にウォッチしていかないとだめということだろうと思えますけれどもね。

ですので、そのような観点から福祉班さんでも指導方見ていただければと。単独じゃなくて両方一緒でということを見ていただければお金の動きというんでしょうか、その辺の合理性が説明できるだろうと思えますので、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。では、結構です。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、これで個別の審議全て終了いたしました。各委員の皆様、ご意見いただき、最後に委員長のほうから総括のほうをお願いします。

○委員長 ピックアップ案件が例年と同じような形でありましたけれども、ちょっと今回目立っているのはやはり低入で、設計関係とか、本当もう50%ぎりぎりというところで、とすると本当に50%ということは実勢価格との乖離がかなり発生しているんじゃないかなと。だから、そのところ見直しが必要ではないかということをお今回は特に思いました。

あとは、それからアルミのやつね。あれ99%、1回目だというの、情報漏洩ないのかなというところがちょっと。余りにも一発でというのがね。

○委員 あれは見積をとっている業者がとったんですからね。設計。

- 委員長 ほかの業者からとって、3者とって。それで一番安いところをとってと。
- 委員 さっきの話だと、3者からとって3者のうちで一番安い見積もりを出したところを今回とったという話。だから、いつもよりそのまま札を出しただけではないかと思うんですけども。
- 委員 設計するときの見積もりをどこからとるかという部分なので、それはどうなんだという話だなと思うんですけどもね。でも、ああいう特殊なやつなのでなかなか別のところからはとってこれないんで、限られてしまうと思うんです。
- 委員 そういう意味で言うと、見積もり3者とって一番安いところを設計価格にしたわけですから、もうそのところで競争が働いていると。その段階で。少なくとも3者の平均を設計価格にしたら落札率は自動的に下がるわけですから。
- 委員長 なるほど。だから、ほかの会社が入札しなかったのがだめということですよ。
- 委員 そうですね。
- 委員長 そういう意味ではね。見積もりとったところが。そういう意味では本当は指名、泉田先生からお話ありましたけれども、指名を受けたのに全く辞退してやる気がないというのは、ではそういうものはやる気がないんだったら今後も指名しないからとかね。
- 委員 本当に何か震災直後のように本当に業者を探すのが大変だった時代になるわけですよ。いざというときに業者がいないと。
- 委員長 復興事業の予算がもう終わっているんで、ただ、でもオリンピック関連で別なところに行っているというのがあるかもしれませんけれども、ちょっと来年度なり、今度はどうなるとか、少し違った様相が出てくるのかもしれません。
- 委員 一応国土強靱化のほうでは動きますので。
- 委員長 そうですね。そのところで本当ゼネコンさんといいますか、土木建築は底堅い需要が見込めるあれなので、だから、もう少し本当に技術者がもう少し出てきてくれないと工事の遅れとか、そういったもの、あと、本当に競争が働かないということになるので、そういったことが望まれるなということのを思いました。

私の感想といいますか、というのは以上です。

- 委員 今回は資料で制限価格差率というものができて、これ大変わかりやすかったというふうに思います。あと、業務委託のところでは今回案件に上がっていたところで、過去5年分の金額が示されているところが、これもすごくわかりやすくてよかったです。

案件の内容に応じてこういうふうに柔軟に対応していただけるとありがたいなというふうに

思っています。

- 事務局 前の委員会で意見としてあったんですが、全体を書くのはちょっと難しかったので、今回は抽出された業務のうち継続の業務について記載しています。
- 委員 例年と比べてそんなに価格が変化しているわけではなくてというのがわかるだけでも随分違うかなというふうに思いました。
- 委員 私は今日もお答えしましたけれども、やはり資料として出していただけるのであればやはり見えるもので出していただきたい。
- 委員長 私もちょうと別なところで東北地方整備局でやっている、今タブレットで。
- 委員 それでもいいですし。
- 委員長 そういったものでば一とやるのがあるんで。
- 委員 PDFで整理して。
- 委員長 そうそう。紙は紙で置いておくんだけど。やはりちょっとね。でも、それで特にあと写真だとか、そういったもので説明ある場合は紙よりもスライドとか、そんなタブレット上でいろいろ流したりとか、そういったもので説明していただいています。
- 委員 図面とかもわかりやすくしてもらおうと。
- 委員長 松島町ではそういった説明というか、ありますかね。
- 委員 ただ単にスキャンだけですからね、今。スキャンすると自動的にPDFになりますから。
- 事務局 資料をPDFでつくるとか、そういう検討はしていきたいと思います。
- 委員長 私余り詳しくないんですけども、いわゆるCOGというやつで、ウィンドウズ10版のタブレットでいろいろな業務、横の連絡をしていくというので、各市町村がまとまった数を発注してなっている時代です。何かうわさでは近々多賀城市が何かそういったものが入るよというのを聞いておりますけれども。もしおありでしたらば。
- 委員 PDFは賛成です。いただければ紙私ありません。
- 委員 それみんな自分でパソコンやタブレットを持参するという。
- 委員 大変ですよ、コピーも。
- 委員長 そうですよ。
- 委員 結局これどうこうとやってもしょうがない話なので、ただ見るだけであれば別に紙ベースでなくてもいいとは思いますが。
- 委員長 では、以上でございます。

3 閉会の挨拶

○事務局 それでは、長時間にわたり大変お疲れさまでした。

以上をもちまして入札監視委員会は終了となります。ありがとうございました。
